

環水大水発第 2303084 号
令和 5 年 3 月 8 日

各都道府県知事・政令市長 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（告示）の施行について

窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（令和 5 年 2 月環境省告示第 3 号）が公布され、同日から施行された。

本告示は、環境省が関係省庁及び地方公共団体の協力を得て調査した結果等を踏まえ、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「省令」という。）別表第二の備考 6 又は 7 の規定に基づき、環境大臣が定める湖沼として、別記のとおり窒素規制対象湖沼及び燐規制対象湖沼を追加又は削除するものである。

本告示の施行に当たっては、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和 60 年 6 月 26 日付け環水規第 135 号環境庁水質保全局長通知）及び「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成 5 年 9 月 10 日付け環水規第 255 号環境庁水質保全局長通知）によるほか、下記事項に十分留意の上、円滑かつ適切な運用に努められたい。

記

1 経過措置

窒素含有量又は燐含有量についての水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定は、省令別表第二の備考 6 又は 7 の規定に基づき、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として、環境大臣が定めた後に新たに特定施設が設置された事業場からの排水水については、直ちに適用されるが、当該湖沼を定めた際、現に特定施設が設置されている特定事業場（設置の工事をしているものを含む。）からの排水水については、排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令（平成 5 年総理府令第 40 号。以下「府令」という。）附則の 5 又は 7 の規定により、一定期間排水基準の適用が猶予されている。

猶予の期間は、環境大臣が当該湖沼を定めた日から 6 月間（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設が設置されている特定事業場については 1 年間）である。

ただし、環境大臣が当該湖沼を定めた際、既に地方公共団体の条例の規定で窒素含有量又は燐含有量に関し、法第 12 条第 1 項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）は、排水基準の適用は猶予されない（府令附則の 5 のただし書又は 7）。

また、窒素含有量若しくは燐含有量についての排水基準に係る湖沼として環境大臣が定めた湖沼又は窒素含有量若しくは燐含有量についての排水基準に係る海域として環境大臣が定めた海域の流域に立地しているため、その排水水について窒素含有量又は燐含有量についての排水基準が既に適用されている事業場が環境大臣が新たに定めた湖沼の流域に位置する場合には、当該湖沼を定めた日から 6 月間（施行令別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設が設置されている特定事業場については 1 年間）は、当該事業場からの排水水は従前の排水基準に関する法第 12 条第 1 項の規定が適用される（府令附則の 6 又は 7）。

2 海域の暫定排水基準との適用関係

現在、窒素又は燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域の流域に位置し、かつ、その排水水について海域の暫定排水基準が適用されている特定事業場が、新たに環境大臣が定めた窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼の流域に位置する場合には、府令附則別表第二の備考 2 又は 3 の規定により、その排水水については、海域に係る暫定排水基準は適用されず、湖沼に係る排水基準が適用される。

(別記)

(a)規制対象外から、新たに燐規制を行う湖沼(対象外⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	卯原内ダム貯水池	北海道網走市
2	北海道	留萌ダム貯水池	北海道留萌市
3	北海道	エルムダム貯水池	北海道赤平市
4	北海道	当別ダム貯水池	北海道石狩郡当別町
5	北海道	忠別ダム貯水池(忠別湖)	北海道上川郡東神楽町及び東川町
6	北海道	民安ダム貯水池	北海道天塩郡天塩町
7	北海道	雄武ダム貯水池	北海道紋別郡雄武町
8	北海道	下新冠ダム貯水池	北海道新冠郡新冠町
9	青森県	夏坂ダム貯水池	青森県三戸郡田子町
10	岩手県	金越沢ダム貯水池	岩手県一関市
11	宮城県	宿の沢ダム貯水池	宮城県栗原市
12	宮城県	岩堂沢ダム貯水池	宮城県大崎市
13	宮城県	ニツ石ダム貯水池	宮城県加美郡加美町
14	秋田県	森吉山ダム貯水池(森吉四季美湖)	秋田県北秋田市
15	秋田県	砂子沢ダム貯水池(夢砂湖)	秋田県鹿角郡小坂町
16	山形県	月光川ダム貯水池	山形県飽海郡遊佐町
17	福島県	新宮川ダム貯水池	福島県大沼郡会津美里町
18	福島県	木戸ダム貯水池(木戸川湖)	福島県双葉郡楡葉町
19	茨城県	御前山ダム貯水池	茨城県常陸大宮市
20	栃木県	湯西川ダム貯水池	栃木県日光市
21	新潟県	市野新田ダム貯水池(菅沼湖)	新潟県柏崎市
22	新潟県	外山ダム貯水池(外山湖)	新潟県佐渡市
23	新潟県	奥胎内ダム貯水池	新潟県胎内市
24	富山県	小牧ダム貯水池	富山県砺波市
25	石川県	九谷ダム貯水池	石川県加賀市
26	石川県	北河内ダム貯水池	石川県鳳珠郡能登町
27	福井県	浄土寺川ダム貯水池	福井県勝山市
28	福井県	榎谷ダム貯水池(ますたに湖)	福井県南条郡南越前町
29	福井県	大津呂ダム貯水池	福井県大飯郡おおい町
30	福井県	河内川ダム貯水池	福井県三方上中郡若狭町
31	山梨県	琴川ダム貯水池(乙女湖)	山梨県山梨市
32	山梨県	深城ダム貯水池(松姫湖)	山梨県大月市
33	岐阜県	丹生川ダム貯水池	岐阜県高山市
34	岐阜県	中野方ダム貯水池	岐阜県恵那市
35	岐阜県	小里川ダム貯水池(おりがわ湖)	岐阜県恵那市及び瑞浪市
36	静岡県	太田川ダム貯水池	静岡県周智郡森町
37	京都府	畑川ダム貯水池(下山四季彩湖)	京都府船井郡京丹波町
38	奈良県	大滝ダム貯水池	奈良県吉野郡川上村
39	和歌山県	切目川ダム	和歌山県日高郡印南町
40	鳥取県	殿ダム	鳥取県鳥取市
41	島根県	尾原ダム貯水池(さくらおろち湖)	島根県雲南市
42	島根県	志津見ダム貯水池	島根県飯石郡飯南町
43	岡山県	三室川ダム貯水池(しゃくなげ湖)	岡山県新見市
44	広島県	山田川ダム貯水池	広島県世羅郡世羅町
45	山口県	真締川ダム(未来湖)	山口県宇部市
46	愛媛県	志河川ダム貯水池	愛媛県西条市
47	高知県	以布利川ダム貯水池	高知県土佐清水市
48	佐賀県	嘉瀬川ダム貯水池(富士しゃくなげ湖)	佐賀県佐賀市
49	佐賀県	井手口川ダム貯水池	佐賀県伊万里市
50	長崎県	高浜ダム	長崎県長崎市
51	熊本県	路木ダム貯水池	熊本県天草市
52	宮崎県	木之内川内ダム貯水池	宮崎県都城市
53	宮崎県	田代八重ダム貯水池	宮崎県小林市
54	宮崎県	浜ノ瀬ダム	宮崎県小林市
55	宮崎県	切原ダム	宮崎県児湯郡川南町
56	鹿児島県	輝北ダム貯水池	鹿児島県鹿屋市
57	鹿児島県	高松ダム貯水池	鹿児島県阿久根市
58	鹿児島県	清浦ダム貯水池	鹿児島県薩摩川内市
59	鹿児島県	中岳ダム貯水池	鹿児島県曾於市
60	鹿児島県	市来ダム貯水池	鹿児島県いちき串木野市
61	鹿児島県	串木野ダム貯水池	鹿児島県いちき串木野市

(b)燐規制に加え、新たに窒素規制を行う湖沼(P⇒NP)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	青森県	世増ダム貯水池(青葉湖)	青森県八戸市
2	岩手県	遠野ダム貯水池	岩手県遠野市
3	長野県	金原ダム貯水池	長野県東御市
4	長野県	小洪ダム貯水池(小洪湖)	長野県上伊那郡中川村、下伊那郡松川町及び同郡大鹿村
5	兵庫県	千苺ダム貯水池(神戸千苺水源池)	兵庫県神戸市、宝塚市及び三田市

6	岡山県	旭川第一ダム貯水池(旭川湖)	岡山県岡山市、真庭市、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町
7	山口県	阿武川ダム貯水池(阿武湖)	山口県山口市及び萩市
8	山口県	末武川ダム貯水池(米泉湖)	山口県下松市及び周南市
9	山口県	生見川ダム貯水池(山代湖)	山口県岩国市
10	愛媛県	野村ダム貯水池	愛媛県西予市
11	大分県	安岐ダム貯水池	大分県杵築市及び国東市
12	宮崎県	日南ダム貯水池	宮崎県日南市
13	宮崎県	綾北ダム貯水池	宮崎県小林市
14	宮崎県	立花ダム貯水池	宮崎県西都市

(c)規制対象外から、新たに窒素規制及び燐規制を行う湖沼(対象外⇒NP)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	福島県	こまちダム貯水池(こまち湖)	福島県田村郡小野町
2	新潟県	広神ダム貯水池	新潟県魚沼市
3	大分県	大山ダム貯水池	大分県日田市

(d)燐規制を行っていたが、規制対象外となる湖沼(P⇒対象外)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	豊平峡ダム貯水池(定山湖)	北海道札幌市
2	北海道	奥沢ダム貯水池	北海道小樽市
3	秋田県	水沢ダム貯水池	秋田県山本郡八峰町
4	山形県	管野ダム貯水池	山形県長井市
5	富山県	朝日小川ダム貯水池	富山県下新川郡朝日町
6	長野県	水殿ダム貯水池	長野県松本市
7	滋賀県	石田川ダム貯水池	滋賀県高島市
8	島根県	三成ダム貯水池	島根県仁多郡奥出雲町
9	岡山県	三角池	岡山県小田郡矢掛町
10	長崎県	須崎ダム貯水池	長崎県南松浦郡新上五島町

(e)窒素規制及び燐規制を行っていたが、両方の規制対象外となる湖沼(NP⇒対象外)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	岐阜県	山田防災ダム貯水池(山田湖)	岐阜県飛騨市

(f)窒素規制及び燐規制を行っていたが、窒素規制の対象から外れて燐規制のみ行う湖沼(NP⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	大沼	北海道亀田郡七飯町
2	北海道	佐幌ダム貯水池(サホ口湖)	北海道上川郡新得町
3	青森県	浅瀬石川ダム貯水池(虹の湖)	青森県黒石市及び平川市
4	青森県	飯詰ダム貯水池(不動湖)	青森県五所川原市
5	福島県	四時ダム貯水池(四時湖)	福島県いわき市
6	新潟県	柿崎川ダム貯水池	新潟県上越市
7	新潟県	大野川ダム貯水池	新潟県佐渡市
8	新潟県	大石ダム貯水池(おおいし湖)	新潟県岩船郡関川村
9	山梨県	精進湖	山梨県南都留郡富士河口湖町
10	長野県	大座法師池	長野県長野市
11	長野県	内村ダム貯水池	長野県上田市
12	京都府	高山ダム貯水池(月ヶ瀬湖)	京都府相楽郡南山城村並びに奈良県奈良市及び山辺郡山添村
13	和歌山県	殿山ダム貯水池(合川貯水池)	和歌山県田辺市
14	和歌山県	二川ダム貯水池	和歌山県有田郡有田川町
15	和歌山県	七川ダム貯水池	和歌山県東牟婁郡古座川町
16	山口県	木屋川ダム貯水池(豊田湖)	山口県下関市及び長門市
17	徳島県	長安口ダム貯水池	徳島県那賀郡那賀町
18	愛媛県	山財ダム貯水池(鷺里湖)	愛媛県宇和島市
19	福岡県	多礼ダム貯水池	福岡県宗像市
20	福岡県	吉田ダム貯水池	福岡県宗像市
21	福岡県	久末ダム貯水池	福岡県福津市
22	宮崎県	一ツ瀬ダム貯水池	宮崎県西都市及び児湯郡西米良村